

## あなたの地域で集落営農について話し合ってみませんか！

▶▶▶ 管内にはいろいろな集落営農組織があります。◀◀◀  
実際に集落営農を行っている農業者の方から実情を伺いました。

1

平成18年の「品目横断的経営安定対策（支援の対象が認定農業者：4ヘクタール以上、集落営農組織：20ヘクタール以上に限定）」で、4ヘクタール未満の農業者が集まり、20ヘクタール以上の集落営農組織を立ち上げた。（真岡市）

その1）個人の寄せ集め、枝番管理で運営されており、設立当時の農業者がそのまま歳を重ねているだけで、昔と何も変わっていない。

その2）集落内に複数の組織を立ち上げたため、農作業が入り組んでいる。経営を発展させるために、組織の合併等を検討している。



〔しょうが〕

2

数年前に集落営農組織を立ち上げ、これから土地改良事業により圃場整備を実施する計画がある。組織の法人化と併せて経営安定のため高収益作物として露地野菜の導入を考えている。高収益作物は、何を導入すれば良いか頭を捻っている。（益子町）

3

県営中山間地総合整備事業の土地改良事業により圃場整備と水路整備を実施し、併せて集落営農組織を立ち上げた。

中山間地域等直接支払制度で交付金も受け、集落のまとまりもある。今のうちに、5年後、10年後に備えていきたい。（茂木町）



〔水路整備〕

4

平成5年に集落営農法人を立ち上げ、集落ぐるみ型（9戸）で出発したが、世代交代が進み、組織の維持が困難になった。

そこで、企業勤務経験を生かし、集落外から人材を探し、今では労働力は集落外からが主体となっている。（市貝町）

5

土地改良事業により圃場整備を実施し、併せて3つの集落営農法人を立ち上げた。担い手は園芸生産者が多いが、水稻の耕作依頼が年々増加しているため、法人の連携や合併について、検討を始めた段階である。（市貝町）



〔コスモス〕

6

町内は昔から大規模土地利用型農家が多く、集落営農組織が育成されにくかった。昨年、集落営農法人が設立されたと聞いて、私の集落でも集落営農法人を目指していきたいと考えている。（芳賀町）

## ● 農業者の方の意見から、次のようなことが考えられます。

『集落営農は、地域の農業を維持するために必要です。』

・現在、設立されている組織は、今後も維持できるように「担い手対策」を中心に話し合いを継続していきましょう。

近隣に集落営農組織があれば、連携や合併も視野に入れ、合同で話し合いをするとよいでしょう。

・「今は担い手がいてもいずれいなくなりそうなところ」は、集落営農組織の立ち上げを検討しましょう。

・「担い手が全くいないところ」は、農業委員、農地利用最適化推進委員を通じて、関係機関も交え今後どうしたらよいかを検討しましょう。

## ● 「話し合い」が大切！

・集落営農組織の育成には、地域農業者による「話し合い」が不可欠です。

・集落の農業者が、互いに本音で「話し合い」を重ねることで、今後の集落農業の方向性が見えてきます。

・関係機関（JA・市町・農業振興事務所）の支援を受けながら、「話し合い」を進めていきましょう。



〔集落の話し合い〕

## ● 「人・農地プラン」の実質化と併せた取組

・「将来に渡って地域農業を誰が担っていくのか」「誰に農地を集積・集約化していくのか」を地域の話し合いで決めていく必要があります。

・現在は、市町が主体となってアンケートの実施⇒アンケート結果を基に地図を作成⇒地域の徹底した話し合い⇒話し合い結果の取りまとめ（＝プランの実質化）を行っていますので、積極的に参加しましょう。



〔研修会〕

## ● 「話し合い」の際の注意点

・何でも受け止める話しやすい雰囲気作りに努めましょう。

・1人1人が話した意見は貴重ですので、良い悪いは横に置いて尊重しましょう。

・「話し合い」が行き詰まったら、関係機関にアドバイスを求めましょう。

## ● 研修会、視察研修の実施

・「今、私の集落で何をすれば良いのか？何が足りないのか？」を集落営農の研修会や視察研修で学び、次は何をすれば良いのかを決めましょう。



〔視察研修〕

## ● 集落営農組織化の合意形成

・集落営農組織化の合意形成が図れたら、関係機関の支援を受けながら、組織化（法人化）に向けて進みましょう！

# 芳賀地方の集落営農組織の紹介

～地元のモデル的な集落営農組織です～

## 1 農事組合法人米・米ファーム（真岡市物部地区）

(1) 設立年月日：平成29年9月25日

(2) 構成員：12戸

（いちご専業農家8戸、  
土地利用型兼業農家4戸）

(3) 経営類型：水稻（主食用米+飼料用米）

(4) 設立までの経緯

・下物井集落の世代交代を機に、いちご農家の土地利用型農業合理化の話し合いを進め、合意形成が図られた。

・個人では農業機械を更新しない取り決めには、一番時間がかかり、3年の期間を要した。

・平成27年2月に「下物井集落営農組合」を設立し、その後平成29年9月に「農事組合法人米・米ファーム」（オペレーター型）を設立した。

(5) 特徴

その1：いちご農家は、いちごの専作化・規模拡大に取り組み（作付面積5.3ha）、売上額と単収は、JAはが野いちご部会の中でも高い実績を上げている。

その2：いちご農家8戸のうち、6戸は後継者が確保されている。

その3：土地利用型兼業農家が主体となって、構成員の農地に加えて、物井集落及び近隣集落の土地利用型農業も担っている。

法人で2戸の乾燥調製施設を借り上げている。

その4：いちご農家は、いちご作業の空き時間に土地利用型農業の主作業（播種、田植え、稲刈り等）に参画している。

(6) 参考になる集落

- ・園芸作物の専作化、規模拡大を志向している集落
- ・土地利用型農業の合理化を志向している集落



〔いちご高設栽培〕

### 飯山克則代表理事から一言

・いちご専業農家8戸は、いちご栽培に頑張り、土地利用型兼業農家4戸は、土地利用型農業で頑張っているのので、いちご農家は安心して、いちごの作業に従事することが出来ています。

・農地集積は、今年35ha、来年は38haが見込まれ、毎年2～3haずつ増えており、地域の土地利用型農業の振興にもつながっています。

## 2 農事組合法人星宮組合（益子町益子地区）

- (1) 設立年月日：平成27年1月29日
- (2) 構成員：97戸（8戸が主に農作業に従事）
- (3) 経営類型：水稲（主食用米、飼料用米）、麦（小麦）、陸稲採種、秋冬にんじん、にら、たまねぎ

### (4) 設立までの経緯

・星宮集落の土地改良事業による圃場整備（水田40ha）を機に、担い手として集落営農組織を育成を設立することとし、その後の話し合いで、星宮集落97戸の農地（水田60ha、畑60ha、計120ha）は集落営農組織で担う合意形成が図られた。

・平成22年3月に「星の宮集落営農組合」を設立し、その後平成27年1月に「農事組合法人星宮組合」（集落ぐるみ型）を設立した。

### (5) 特徴

その1：農作業従事者は、定年退職者や高齢者（66歳～85歳）のため、和気あいあい楽しく農業に従事している。

その2：何事もみんなで話し合いながら決めているので、人間関係で農業から引退した人はいない。

その3：年間労働と経営の安定化を図るため、にら、秋冬にんじん、たまねぎ生産に取り組み、販売先はJAと株式会社ジーワンに出荷し、販売の多角化を図っており、にらは、経営の柱となっている。

### (6) 参考になる集落

- ・圃場整備を機に集落の農業を守っていこうと志向している集落
- ・集落の定年退職者や高齢者を担い手として活用していこうとする集落
- ・将来の農地利用について模索している集落



〔にら調整作業〕

### 小熊純一代表理事から一言

・将来にわたり集落内の農地をどうしていくかは、集落内でよく話し合っ、将来像を描き、1歩1歩進んでいくことが大切です。

### 3 農事組合法人そばの里まぎの（茂木町中川地区）

- (1) 設立年月日：平成17年5月2日
- (2) 構成員：16戸
- (3) 経営類型：そば、そば粉、そば加工品
- (4) 設立までの経緯

・ 集落内の有志が、畑地の耕作放棄地解消のために「そば」を作付けすることとし、「そばの里」を目指して、平成10年に「むらづくり協議会」を設立し、「そば」の作付けとオーナー制度を開始した。

・ 平成13年に生産から販売まで関わる集落の

意向がまとまり、平成15年4月に農村レストラン「そばの里まぎの」をオープンし、その2年後に「農事組合法人そばの里まぎの」を設立した。

- (5) 特徴

その1：生産された「そば」は、「そばの里まぎの」で「そば」の材料として用いるほか「そば粉」や「そば加工品」としても販売している。

その2：「そば」は、生産部が主体となって生産している。

その3：毎年約30組のオーナーが「そば」の種まきと収穫、そば打ちを楽しみ、都市農村交流人口が増えている。

その4：6次産業化に力を入れ、「そばかりんとう」「黒豆そば茶」「そば焼酎」を商品化し、今後売上を伸ばしていく意向である。

その5：平成28年度第10回栃木県元気な農業コンクール（農村活性化の部）で「とちぎ元気大賞」を受賞した。

- (6) 参考になる集落

- ・ 「そば」で畑地の有効活用を図る意向のある集落
- ・ 「そば」で高付加価値化を目指す意向のある集落
- ・ 「そば」で地域活性化を図ろうとしている集落



〔そばの里まぎの〕

#### 穀野一男代表理事から一言

- ・ 後継者をどのように迎え入れるか？が、今後「農事組合法人そばの里まぎの」を継続的に運営できるかのポイントだと思っています。
- ・ 人材不足の中で、やる気のある人を呼び込んで地域を盛り上げていきます。

## 4 農事組合法人西宿宮農組合（市貝町赤羽地区）

- (1) 設立年月日：平成5年2月10日
- (2) 構成員：9戸
- (3) 経営類型：水稲（主食用米、飼料用米、餅米）、採種稲、麦（二条大麦）、そば、そば粉、たまねぎ、しゅんぎく、りんご

### (4) 設立までの経緯

・集落内9戸が集まり、集落の農地を守るための話し合いが進み、集落営農組織化の合意形成が図られた。

・平成4年2月に「西宿宮農集団」を設立し、その後、平成5年2月に「農事組合法人西宿宮農組合」（集落ぐるみ型）を設立した。

・設立以降、集落内の世代交代が進み、現在の代表理事は集落内の後継者が務めているものの、「集落ぐるみ型」での組織の維持が困難となった。そこで、集落外から雇用を導入し、集落内の農地は守りながら、規模拡大に努めるとともに園芸品目の導入にも取り組み、「オペレーター型」への転換を図った。

### (5) 特徴

その1：西宿集落及び近隣集落の土地利用型農業を担っている。

その2：「そば」は、主に益子町で「そば」店を経営している農地所有適格法人に販売し、首都圏の「そば」店等に出荷されている。

その3：「たまねぎ」は、農地耕作条件改善事業により畦畔除去した圃場で、土地利用型園芸として取り組んでいる。

その4：農業機械会社に勤務経験があり、県内に幅広い人的ネットワークを持っていることから、集落外から雇用することが出来た。

その5：今後、経営規模が100ヘクタールを超えても十分対応できる人員は揃っている。

### (6) 参考になる集落

- ・雇用を取り入れて集落の農業を維持しつつ、さらに規模拡大を目指している集落



〔しゅんぎく調整作業〕

### 本橋讓代表理事から一言

- ・私は、「農事組合法人西宿宮農組合」設立当時の組合員の長男です。
- ・現在は、宇都宮市に住んでおり、市貝町に通勤農業をしています。
- ・雇用者は、農業機械会社勤務時代の経験を生かし、農業の良さを伝え、採用に結びつけていきました。

## 5 稲北集落営農組合（芳賀町祖母井地区）

- (1) 設立年月日：平成22年12月20日
- (2) 構成員：8戸
- (3) 経営類型：水稲（主食用米、飼料用米）
- (4) 設立までの経緯

・集落内の水稲農家は、それぞれが新たに農業機械を導入し、自らの経営を圧迫している問題があった。

5年間の話し合いを経て、営農集団を立ち上げて、水稲農家はコンバインと田植機を処分して、補助事業で組合所有のコンバインと田植機を導入した。

・平成18年に「品目横断的経営安定対策」の支援対象となるため、同年10月に「稲北集落営農組合」を設立した。

### (5) 特徴

その1：なし農家とトマト農家の作業を考えて、収穫作業を調整している。

その2：トマト農家（+水稲農家）が「コシヒカリ」（早生）を収穫し、なし農家（+水稲農家）が「あさひの夢」（晩生）を収穫し、ライスセンターに搬入している。

その3：組合で、コンバイン、田植機、ブームスプレーヤ、トラクターを共同所有している。

### (6) 参考になる集落

・園芸生産に取り組みながら、集落の土地利用型農業の合理化を図る意向のある中山間的な集落



〔なし〕

### 山本聖組合長から一言

- ・稲毛田集落では、後継者不足や高齢化が進み、耕作放棄地を見かけるようになりました。
- ・この集落を守るために、今後は、集落内の後継者とともに法人化して、雇用を導入し、土地利用型農業の一層の合理化を図り、さらに畑を利用して露地野菜を導入し、経営の安定化に努めていきたいと考えています。
- ・集落の農業を前向きに進めていくため、まずは関係者でじっくりと話し合いをして、決まったら前に進むことが重要だと考えています。
- ・リーダーの決断力と実行力が必要です。

## ●専門家（農業経営指導スペシャリスト）を派遣します。

栃木県担い手育成総合支援協議会内に「栃木県農業経営相談所」が設置されています。  
司法書士、中小企業診断士、社会保険労務士、税理士等の専門家が、皆さんの農業経営に関する相談に対応します。

◆申込方法：経営普及部経営指導担当（担当：村岡、橋本）にお気軽にご連絡（TEL0285-82-3074）ください。

◆派遣先：相談者自宅（又は農業振興事務所）

◆相談時間：1回2時間～3時間程度

◆必要な資料：経営診断するため過去3年間の確定申告書をご用意ください。



〔専門家派遣〕

### ◆農業経営相談所活用事例

#### ①集落営農法人の設立

～農事組合法人農音：小林正宏代表理事～

地域の後継者不足と高齢化による問題に対応するため、有志が8人集まり、今年1月17日に法人化しました。

現在は、水稲：34haを作付けしており、5年後は水稲：50haを目指しています。

1人でも多くの若者に農業への関心を持っていただいて、就農に結びつくよう町やJAとタイアップして農業体験の実施やSNSによる情報発信等を行っていきたくと考えています。

#### ②個人事業の株式会社設立 その1

～株式会社新山：新山勲代表取締役（41歳）～

「優秀な人材」を確保し継続的な雇用に結びつけていくため、9月20日に法人化しました。現在は、水稲：60ha、六条大麦：20ha、いちご：70aの経営であり、今後は水稲+麦で100ha規模を目指していきたくと考えています。

#### ③個人事業の株式会社設立 その2

～株式会社ベリーズ バトン：新井孝一代表取締役（35歳）～

企業的経営を実践することにより「優秀な人材」を確保し、日本一のいちご産地の生産振興に寄与していくため10月1日に法人化しました。

現在は、1.3haの経営であり、5年後は3haを目指していきたくと考えています。

### ▶▶▶集落営農や農業経営に関してお気軽にJA、各市町、農業振興事務所に相談ください。

- |       |                        |                |
|-------|------------------------|----------------|
| ●問合せ先 | JAはが野営農部（営農企画）         | ☎ 0285-83-7623 |
|       | 真岡市産業部農政課（農政係）         | ☎ 0285-83-8137 |
|       | 益子町産業建設部農政課（農業振興係）     | ☎ 0285-72-8835 |
|       | 茂木町農林課（農政係）            | ☎ 0285-63-5634 |
|       | 市貝町農林課（農業振興係）          | ☎ 0285-68-1116 |
|       | 芳賀町建設産業部農政課（農業振興係）     | ☎ 028-677-1110 |
|       | 芳賀農業振興事務所経営普及部（経営指導担当） | ☎ 0285-82-3074 |

- 発行 栃木県芳賀農業振興事務所経営普及部〔経営指導担当〕  
住 所：〒321-4305 栃木県真岡市荒町116-1  
TEL：0285-82-3074 FAX：0285-83-6245

[令和元年(2019)年12月発行]